

船級証書及び設備証書の統合に関する事項

改正規則等

登録規則
登録規則細則
鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

船級証書及び設備証書の統合に関する事項

改正理由

本会では、船級規則に基づき船級登録を受けた船舶に対して船級証書を発行している。また、これらの船舶に備える設備のうち、設備規則に基づき設備が設備登録された場合、設備証書を発行し、船級証書とともに本船へ提供している。

設備に対して船級証書とは別の証書を発行する制度は本会独自のものであり、かつ、設備証書は、5 年毎の更新や定期的検査時に裏書を行う船級証書や条約証書と異なり、証書の更新や定期的検査での裏書を行っていない。このため、設備証書単独での運用や管理が難しく、船級証書との統合が要望されてきた。

このため、証書運用及び管理の簡易化を目的として、船級証書及び設備証書を統合するため、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 設備証書に関する規定を削除し、設備証書を廃止した。
- (2) 船級証書に関する章を新たに設け、証書の発行、記載内容等を規定した。

改正条項

登録規則 2.1.1, 2.4, 2.5, 2.6, 2.7, 3.4, 3.5, 3.6, 3.7, 4 章（新規）, 5 章, 6 章
登録規則細則 2.1.5, 2.2, 2.4（削除）, 2.5, 3.4（削除）, 3.5, 4 章（新規）, 6 章
鋼船規則検査要領 B 編 B1.1.7